

舟渡池公園ほか警備ほか業務（その２）仕様書

業 務 名 舟渡池公園ほか警備ほか業務（その２）

施 設 名 舟渡池公園ほか１４公園

履 行 場 所 堺市美原区阿弥ほか

履 行 期 間 令和８年１０月１６日から令和９年３月３１日まで

業 務 目 的 一部の不法・不良な公園利用者にマナー啓発を行い、悪戯による公園施設への被害を未然に防ぐことにより、善良な公園利用者の利便性・安全性・快適性の向上を図ること。また、公園近隣住民に迷惑を及ぼす行為を抑制すること。また、公園に設置している駐車場の開閉（開門開錠及び閉門施錠）を目的とする。

§ １．総則

I．基本的事項

- 1．警備ほか業務を実施するにあたっては、警備業法、公安委員会規則及び、その他諸法令を遵守し仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

II．一般事項

1．警備ほか業務の範囲

- ① 建物内、建物を除く敷地、特記がある場合はその周辺。
- ② 警備ほか業務の範囲は、特記仕様書１、２、３を参照するものとする。

2．警備ほか業務の時間及び実施日

警備ほか業務の時間及び実施日は、特記仕様書１、２、３を参照するものとする。

3．警備ほか業務従事者

警備ほか業務について、十分な訓練を受け、かつ責任感が強く、誠実で健康であり、機敏で体力がある者とする。

4．臨機の措置

事故等、臨時に警備が必要になったときは、その旨を、業務責任者を通じて監督員に報告し指示を受けること。

5．業務責任者

- ① 受注者は、業務責任者を選定し、本市に報告すること。
- ② 業務責任者に変更があるときは、事前に連絡し本市に報告すること。

6．業務計画書

業務責任者は、業務計画書を監督員に提出すること。

7．緊急時の対応

- ① 業務責任者は次に掲げる緊急時の対応マニュアルを業務着手前に提出して監督員の承認を得ること。

- ア) 火災・爆発等発生時
- イ) 違法・不法行為者発見時
- ウ) 交通事故発生時
- エ) 病人や怪我人発見時

② 緊急時においては、受注者は本市から指定された緊急連絡網に従い連絡を行うこと。

8. 定期の巡回

受注者は、受注者の巡察員、警備員指導教育責任者又は幹部社員を必要に応じて巡回させ仕様書、業務計画書及び警備指令書に沿って業務が行われているかを査察し、また問題箇所がないかを監視し、適切な処置を行うこと。

9. 警備ほか業務報告書及び業務の検査

警備ほか業務終了後、業務責任者は監督員に業務報告書（日報・写真等）及び業務完了届を提出し検査を受けること。

10. 警備ほか業務協議の開催

業務責任者は受注する警備ほか業務において、本市が必要であると認めた場合は、社内にて警備ほか業務協議を開催し、指定された期日までに協議内容を提出すること。また、協議内容提出後に監督員より業務内容について改善を指摘された場合は、業務改善対策を指定された期日までに報告書として提出すること。

11. 警備員の資格

特記がある場合や、指導教育が必要な場合は警備員指導教育責任者を配置すること。

12. 護身用具の届出

護身用具を携帯する場合は、監督員に届出し承認を得ること。

13. 機材の保管

使用する機材があれば、監督員より指示された場所に整理し保管すること。

14. 警備ほか業務に係る経費

- ① 警備ほか業務に係る機材、控室、備品等は型番等の指定はなく受注者の負担とする。
- ② 警備等に使用する車両は、受注者の社名を明記したものを使用すること。

15. 業務責任者及び警備員の服務

- ① 業務責任者は、仕様書に沿って業務が履行されるよう業務計画書、警備指令書等の作成、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負う。
- ② 業務責任者は業務中、火災、盗難及び人身事故等の事故が起こらないよう注意すること。
- ③ 業務責任者を補佐する者は、業務責任者不在のときこれを代行する。ただし、その場合、業務責任者は予め監督員に補佐する者を指名し、報告しなければならない。
- ④ 業務責任者は常に所在をあきらかにし、連絡が取れるようにすること。
- ⑤ 業務に従事する者は、警備員の識別ができ、かつ清潔な制服及び制帽を着用し、身分証を常時携帯し、胸には名札をつけること。
- ⑥ 業務中は言動に注意し、来園者、本市職員、その他の者に不快感を与えないようにすること。
- ⑦ 業務に従事する者は、公園事務所内の広報以外の書類他情報の閲覧、複写等一切してはならない。また、什器の開閉及び電子機器の通電をしてはならない。
- ⑧ 業務に従事する者は、業務上で知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。
- ⑨ 業務中に来園者から施設内の事で質問を受けた場合は、自らの知り得る範囲内で親切、かつ正確に返答すること。

- ⑩ 業務履行中は禁煙とする。
- ⑪ 受注者は、業務履行以外の目的で控室及び備品を不適切に利用してはならない。

1 6. 人権啓発研修の実施

受注者は、この契約に基づく受注業務に従事する者が基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を実施すること。

1 7. その他の注意事項

- ① 業務中に公園施設等の破損箇所及び落書きを発見したときは、必要に応じて応急措置を行い、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、監督員に報告すること。
- ② 使用する機材等以外のものを公園内に搬入しないこと。
- ③ 人に危害を与える動物や不審物を発見したときは、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署及び監督員に報告すること。
- ④ 不法侵入者、不審人物、徘徊者、潜伏者を発見したときは、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署及び監督員に報告すること。
- ⑤ 病人や怪我人を発見した時は、必要に応じて応急措置を行い、速やかに業務責任者に連絡し、警察署、消防署及び監督員に報告すること。
- ⑥ 火災、爆発、人身事故等の人為災害、地震、台風等の自然災害、その他緊急危機事態が発生したときは、必要に応じて応急措置を行い、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署、消防署及び監督員に報告すること。
- ⑦ 遺失物を発見したときは、その品名・発見場所・拾得者氏名等必要事項を記録し、所轄警察署へ届け監督員に報告すること。
- ⑧ 受注者は、業務履行以外の目的で当該施設を不適切に利用してはならない。
- ⑨ この仕様書に記載のない事項の軽微な業務については、監督員と協議のうえ実施すること。

1 8. 提出書類

1. 業務着手前

- ① 契約書、業務責任者届、誓約書等
- ② 業務計画書、警備従事者名簿、緊急時の対応マニュアル、巡回経路図等
- ③ 警備指令書

2. 業務完了後

- ① 業務報告書、業務完了届、請求書
- ② 写真

写真は、カラー撮影とし、業務日ごと、かつポストごとにA4アルバムにまとめる（データは、報告時にまとめてCD-R等にて提出すること）。

1 9. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が双方協議し定めること。

III. 用語

1. 動哨

屋外の敷地において、一区域又は一区間で歩哨する。

2. 立哨

屋外の敷地において、一区域又は一地点で起立で、警戒、誘導、案内を行う。

3. 座哨

屋内において、座して警戒、案内を行う。

4. 固定

屋内において、一区域又は一地点で起立で、警戒、誘導、案内を行う。

5. 巡回

巡回回数及び巡回時間帯、巡回区域又は巡回経路も定めた上で警備を行う。

*業務計画書及び警備指令書を提出する場合には、上記用語にて明示する。

特記仕様書における点検事項について

点検事項

堺市公園条例第7条にかかる行為の禁止及びその他公園管理上必要と認められる迷惑行為の防止

- ① 堺市公園条例第7条に係る行為の禁止及びその他公園管理上必要と認められる迷惑行為防止の啓発
- ② 花火（打ち上げ・噴出・飛行等）・バーベキュー等の火気を使用する行為（ただしバーベキュー指定エリアを設けている場合はこの限りでない）
- ③ カラオケ・発電機・楽器等による騒音行為
- ④ ゴミの投棄、ペットのフンの後始末をしない行為
- ⑤ スケートボード・キックボード等の行為
- ⑥ 公園内へのバイク乗り入れや走行行為
- ⑦ 池への立ち入り、釣り、物の投棄行為
- ⑧ 犬等をリードなしで散歩をさせる行為
- ⑨ ネコのエサ等食べ物の放置行為
- ⑩ 公園施設を汚損または破損させる行為
- ⑪ 広場の独占的な利用行為
- ⑫ 無許可の物品販売や集会行為
- ⑬ 不法・不良利用者への注意、警告
- ⑭ 他の公園利用者や周辺居住者に危険・迷惑となる球技への注意、警告
- ⑮ 便所を快適に利用するための点検
- ⑯ 公園施設の巡視点検
- ⑰ 車止め等の点検施錠確認
- ⑱ バーベキュー広場の灰捨て場の消火確認
- ⑲ 公園施設及び周辺道路への迷惑駐車対応

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

舟渡池公園ほか警備ほか業務（その２）特記仕様書 1

I. 基本的事項

本特記仕様書は、主として舟渡池公園（平尾西公園含む）の健全な利用が図れることを目的とした警備について定めるものである。

II. 一般事項

1. 警備業務の範囲

警備業務の範囲は舟渡池公園（平尾西公園含む）全体を警備するものとし、バーベキュー広場及び駐車場を重点警備エリアとする。

2. 警備実施日、警備時間及び警備ポスト数

① 警備実施日は令和 8 年 1 0 月 1 6 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の指定する日。

② 警備時間は原則として 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 までとする。

（うち 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 の間を休憩時間とする。なお、休憩時間中は業務の実施を要しない。）

③ ポスト数については次のとおりとする。

2 1 日 2 1 ポスト

* 警備終了時間の 1 時間前には、園内全域を巡回し放置ゴミ等の回収を行うこと。

* 警備実施日・ポスト数の詳細については別添 1 カレンダー参照。

* 本市監督員もしくはそれに代わる者より、警備時間の変更を申し出た場合は業務受注者は、それに向けて協議しなければならない。

* 警備実施公園については、舟渡池公園を基本とするが、状況に応じて原池公園事務所が管轄するその他の公園の追加、変更を行うことがある。ただし総時間数を超えない範囲とする。

3. その他

天候等、本業務遂行に適していないと判断される場合、本市監督員もしくはそれに代わる者から、業務実施予定日前日正午（1 2 : 0 0）までに業務受注者に対し、業務を行わない旨通知するものとする。なお、業務を行わない日が発生した場合、別途業務遂行の必要が生じた日時を指定しこれに変えるものとする。

III. 業務内容

1. 通常警備

① 園内巡回（便所点検・駐車場の車の整理を含む）

・巡回回数 1 時間に 1 巡回程度、巡回経路図に沿って行う。

・警備内容、点検事項

監督員の指示する時間帯での利用者の調査及び啓発ビラ等の配布。

堺市公園条例第 7 条に係る行為の禁止及びその他公園管理上必要と認められる迷惑行為防止の啓発。

・バーベキュー広場のマナーを守らない行為

- ・バーベキュー広場以外でのバーベキュー行為
- ・花火（打ち上げ・噴出・飛行等）バーベキュー利用以外の火気を使用する行為
- ・カラオケ・発電機・楽器等による騒音行為
- ・ゴミの投棄、ペットのフンの後始末をしない行為
- ・スケートボード・キックボード等の行為
- ・公園内へのバイクの乗り入れや走行行為
- ・池への立ち入り、釣り、物の投棄行為
- ・犬等をリードなしで散歩させる行為
- ・ネコのエサ等食べ物の放置行為
- ・公園施設を汚損または破損させる行為
- ・広場の独占的な利用行為
- ・無許可の物品販売や集会行為
- ・不法、不良利用者への注意、警告
- ・他の公園利用者や周辺居住者に危険・迷惑となる球技への注意、警告
- ・便所を快適に利用できるための点検
- ・公園施設の巡視点検
- ・車止め等の点検施錠確認
- ・バーベキュー広場の灰捨て場の消火確認
- ・公園施設及び周辺道路等への迷惑駐車対応

② 車両誘導整理・案内（その必要が生じた場合）

車両誘導等の必要が生じた場合は、以下の事項に留意すること。

業務従事者はサービスの公共性を十分認識し、公園利用者及び公園隣接地への迷惑行為防止、駐車禁止場所等の迷惑駐車対応、車両等の有料駐車場への誘導・案内に専念しなければならない。

・服装

車両誘導、駐車場整理を行う者は制服・制帽（ヘルメット）着用の上、右上腕部に車両整理誘導を示す腕章をすること。

・用具

① 車両誘導を行う場合、昼間においては手旗、夜間においては赤色灯を用いること。

② 必要に応じ、防護柵や警笛等を用いること。

・誘導の優先

通行者、一般車両を優先するが緊急車両・公園駐車場利用車両の出入りのために通行を妨げないようにすること。

・事故発生時の措置

① 負傷者に対し応急手当等臨機の措置をとること。

② 道路における危険防止の為の措置をとること。

③ 警察署・消防署等関係機関への連絡を行うこと。

④ 本市監督員への連絡を行うこと。

2. 公園内警備時に発生した緊急異常時の措置

火災・盗難・公園施設の破損・騒乱等、緊急異常事態を発見した時は、適宜の判断により警察署・消防署等に連絡し、その出動を要請するほか状況に応じた措置をとり、その後、本市監督員に連絡しその指示を受けるものとする。

3. 写真管理

日付と時間がわかる大型の電波時計を用いて警備開始及び完了時の写真を撮影し、業務日ごとに整理し、報告書にて提出すること。また、陥没や物損等、異常があった際、状況を撮影し速やかに監督員に報告、写真の提出を行うこと。

舟渡池公園ほか警備ほか業務（その２）特記仕様書 2

I. 基本的事項

本特記仕様書は、主として警備業務仕様書に定める警備実施公園の迷惑行為を排除し、健全な利用が図れることを目的とした警備について定めるものである。

II. 一般事項

1. 警備業務の範囲

警備業務の範囲は、警備実施公園内及び公園に接する部分（道路等公共施設）とする。

2. 夜間巡回警備業務の実施公園

- ① 舟渡池公園（美原区阿弥 1 3 1 - 1）・平尾西公園（美原区平尾 3 1 3 - 1）含む
- ② 登美丘北公園（東区丈六 2 0 8 - 3）
- ③ 土塔町公園（中区土塔町 1 6 2 - 2 6）
- ④ 深井北町公園（深井尼池公園）（中区深井北町 8 4 3 - 1）
- ⑤ 美原ふる里公園（美原区大保 2 7）
- ⑥ 八田南之町公園（中区八田南之町 4 3 6 - 1）
- ⑦ 八田荘公園（中区八田西町 1 - 2 3）
- ⑧ 鈴の宮公園（中区八田寺町 2 3 2 - 4）
- ⑨ 天神公園（東区日置荘田中町 2 - 1）
- ⑩ 南八下西公園（東区引野町 3 丁 1 5 1 - 8）
- ⑪ 野田西除川公園（東区北野田 2 3 7 - 1）
- ⑫ 多治井 3 号公園（美原区多治井 2 3 2 - 1 0）
- ⑬ 黒山令和公園（美原区黒山 1 1 1 2）
- ⑭ 大池公園（美原区小寺 1 2 - 1）
- ⑮ 白鷺公園（東区白鷺町 1 1 8 1 - 1）

夜間巡回警備業務の実施公園は上記 1 5 公園を基本とするが、状況に応じて原池公園事務所が管轄するその他の公園の追加、変更を行うことがある。

受注者は業務履行以外の目的で当該施設を不適切に利用してはならない。

3. 夜間常駐警備・・・②登美丘北公園③土塔町公園（ひよんのき公園含む）

夜間巡回警備業務の実施公園は上記 2 公園を基本とするが、状況に応じて原池公園事務所が管轄するその他の公園に変更を行うことがある。

4. 警備実施日、警備時間及びポスト数

- ① 警備実施日は、令和 8 年 1 0 月 1 6 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の指定する日。
- ② 警備時間及びポスト数については原則として次のとおりとする。

【夜間巡回警備】 2 0 : 0 0 から翌 3 : 0 0 まで（うち 2 3 : 0 0 から 2 3 : 4 5 の間は休憩とする。なお、休憩時間中は業務の実施を要しない。）

7 8 日 1 5 6 ポスト

【夜間常駐警備】 (i) 20:00から翌3:00まで(うち0:00から0:45の間は休憩とする。なお、休憩時間中は業務の実施を要しない。)

29日 58ポスト

【夜間常駐警備】 (ii) 20:00から翌0:00まで

26日 52ポスト

*警備実施日、ポスト数等の詳細については別添2及び3カレンダーによる。

- ③ 天候等、本業務に適していないと判断される場合、本市監督員もしくはそれに代わる者から業務実施予定日前日正午(12:00)までに業務受注者に対し、業務遂行を行わない旨通知するものとする。なお、業務遂行を行わない日が発生した場合、別途業務遂行の必要が生じた日時を指定し、これに変わるものとする。

Ⅲ. 業務内容

1. 通常警備

① 夜間巡回警備

監督員より指示された、主に15公園(Ⅱ. 2. ①~⑮)を20:00~23:00および23:45~翌3:00の各時間帯に2ポストでそれぞれ1巡回以上すること。

業務着手前に巡回経路図を作成し、監督員に提出すること。

巡回経路図に沿って作業を行うこと。なお、公園間を移動する際には受注者所有のパトロールカー等を使用し、交通ルールを遵守すること。

また、園内を車両で走行する場合は徐行にて車両の目立つ位置に車両通行証を提示すること。巡回の際には日付と時間がわかる大型の電波時計を持ち作業状況写真を撮影し業務日ごと、4公園をA4アルバムにまとめ、報告書にて提出すること。異常があった際は、撮影を行い速やかに監督員に報告すること。

② 夜間常駐警備

基本的には監督員の指示する公園内に車両を駐車して2ポストの常時配備とする。また、その他いくつかの公園の巡回を指示する場合もある。園内車両駐車時には、ミラー等に赤色灯を点灯させる等警備車両であることがわかるようにすること。1時間に1回程度(1公園3巡回以上)、園内を巡回し、不法・不良な公園利用者への啓発を行う。その他の時間については、警備車両付近にて立哨を行う。ただし天候不順等の場合はその限りではない。

巡回の際には日付と時間がわかる大型の電波時計を持ち作業状況写真を撮影し業務日ごと、A4アルバムにまとめ、報告書にて提出すること。異常があった際は、撮影を行い速やかに監督員に報告すること。

③ 警備内容・点検事項(夜間巡回・夜間常駐共通)

- ・花火(打ち上げ・噴出・飛行等)・バーベキュー等の火気を使用する行為
- ・カラオケ・発電機・楽器等による騒音行為
- ・ゴミの投棄、ペットのフンの後始末をしない行為
- ・スケートボード・キックボード等の行為

- ・公園内へのバイク乗り入れや走行行為
- ・池への立ち入り、釣り、物の投棄行為
- ・犬等をリードなしで散歩させる行為
- ・ネコのエサ等食べ物の放置行為
- ・公園施設を汚損または破損する行為
- ・広場の独占的な利用行為
- ・無許可の物品販売や集会行為
- ・不法、不良利用者への注意・警告
- ・他の公園利用者や周辺居住者に危険・迷惑となる球技への注意、警告
- ・便所を快適に利用できるための点検
- ・公園施設の巡視点検
- ・車止め等の点検施錠確認
- ・公園施設における迷惑駐車
- ・公園内については車両にパトライトを装着し、ハザードランプを点滅させ徐行にて園内を巡回すること

2. 公園内警備時に発生した緊急異常時の措置

警備する公園施設へのいたずらや、近隣の火災・盗難・公園施設の破損・騒乱等、緊急異常事態を発見した時は、適宜の判断により警察署・消防署等に連絡し、その出動を要請するほか、状況に応じた措置をとり、その後本市監督員に連絡し、その指示を受けるものとする。

舟渡池公園ほか警備ほか業務（その２）特記仕様書 3

I. 基本的事項

本特記仕様書は、主として天神公園の健全かつ円滑な利用が図れることを目的とした駐車場の開閉及び園内巡視について定めるものである。

II. 一般事項

1. 駐車場門扉開閉業務の範囲

- ① 天神公園内の公園施設の駐車場（１か所）、園内（便所施設含む）の巡視門扉開閉業務（開門開錠及び閉門施錠）の業務である。
- ② 業務実施期間・業務対象実施場所及び業務基本内容は後記のとおりとする。
- ③ 駐車場ほか門扉開閉時に巡回業務として、施設使用状況の有無を確認し必要な処置を講じたうえ駐車場門扉開閉業務（開門開錠及び閉門施錠）を行い、その他公園管理上必要と認められる際は必要な処置を講じるものとする。

2. 業務実施期間・業務対象実施場所及び業務基本内容

① 実施期間

令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 3 月 31 日までの全日
業務対象実施場所において、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間を除く。

② 業務対象実施場所（駐車台数は概数）

堺市東区日置荘田中町 2-1

天神公園内駐車場（6 台）及び園内（便所施設含む）巡視

③ 業務基本内容

（１）駐車場出入り口の開門開錠及び閉門施錠について

駐車場利用時間 8:00～18:00

上記時間帯に利用出来る様に出入り口の開門開錠及び閉門施錠を行うこと。

（２）閉門施錠時に放置自動車等があった場合は、「放置禁止の警告書」（別紙 1 参照）をその放置自動車等の運転席のワイパーに挟み込み「放置車両報告書」（別紙 2 参照）に記入の上、3 日以内に F A X により監督員に報告すること。

（３）閉門施錠後、放置自動車の所有者より連絡、問い合わせ等があった場合は、速やかに開門開錠等の必要な処置をとること。また、その結果を報告書（別紙 2 参照）に記載し提出すること。

（４）園内巡回時、トイレ内に異常がないか確認すること。異常があった場合は、状況を撮影し速やかに監督員に報告、写真の提出を行うこと。

（５）天神公園の開門開錠後及び閉門施錠時に、以下の巡視を行うこと。また、巡視状況を報告書（別紙 3 参照）に記載し提出すること。

（ア）ごみ、汚物、土砂、がれき等の不法投棄に対する巡視及び簡易な清掃

（イ）不法占拠、不法使用、その他の不法又は不当な行為の巡視

（ウ）柵等の破損箇所の巡視及び応急処置

（エ）その他本市が指示する事項

（６）上記の作業時間は開門開錠及び閉門施錠時に各 30 分、合計 1 時間を想定している。

（７）日付と時間が分かる大型の電波時計を用いて巡視時の写真及び開門・閉門時の写真を撮影し、業務日ごと、A4 アルバムにまとめ、報告書にて提出すること。

④ 駐車場門扉開閉業務（開門開錠及び閉門施錠）の注意事項について

（１）開門開錠は所定時刻に遅れないこと。

（２）閉門施錠は所定時刻より早く行わないこと。

（３）閉門施錠時、駐車場内に自動車等が駐車しており、人が乗車していない場合は施錠のこと。

3. 緊急時の対応

- ① 業務責任者は次に掲げる緊急時の対応マニュアルを業務着手前に提出し、監督員の承認を得ること。
 - ア) 駐車場及びトイレ内の火災・爆発等発見時
 - イ) 駐車場、トイレの違法・不法行為者発見時
 - ウ) 駐車場内の交通事故発見時
 - エ) 駐車場及びトイレ内の病人や怪我人発見時
- ② 緊急時においては、受注者は本市から指定された緊急連絡網に従い連絡を行うこと。

4. その他の注意事項

- ① 業務中に公園施設の破損や駐車場内に通行の支障となるもの等を発見したときは、必要に応じて応急措置を行うとともに、速やかに業務責任者に連絡し、監督員に報告すること。
- ② 使用する資機材等以外のものを公園内に搬入しないこと。
- ③ 人に危害を与える動物や不審物を発見したときは、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署及び監督員に報告すること。
- ④ 不法侵入者、不審人物、徘徊者、潜伏者を発見したときは、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署及び監督員に報告すること。
- ⑤ 病人や怪我人を発見したときは、必要に応じて応急措置を行うとともに、速やかに業務責任者に連絡し、警察署、消防署及び監督員に報告すること。
- ⑥ 火災、爆発、人身事故等の人為災害、地震、台風等の自然災害、その他緊急危機事態が発生したときは、必要に応じて応急措置を行うとともに、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署、消防署及び監督員に報告すること。
- ⑦ 遺失物を発見したときは、その品名・発見場所・拾得者氏名等必要事項を記録し、所轄警察署へ届けるとともに監督員に報告すること。
- ⑧ 受注者は業務履行以外の目的で当該施設を不適切に利用してはならない。
- ⑨ この仕様書に記載のない事項の軽微な業務については、監督員と協議のうえ実施すること。

5. その他

この仕様書に定めのない事項については、監督員及び受注者が双方協議し定めること。

警 告

閉門時間をお守りください。

あなたの自動車は、閉門時間を過ぎて駐車されており駐車場外へ出ることができません。

翌日の開門時間内に駐車場外へ必ず出してください。

公園管理者：原池公園事務所

受 注 者 名：

電 話

堺市長殿

報告日：令和 年 月 日

受注者：

業務名称：舟渡池公園ほか警備ほか業務（その2）

放置車両報告書

[illegible]

令和8年度 舟渡池公園ほか警備ほか業務(その2)

別添1

特記仕様書1 (警備カレンダー)※日付の下の数字はポスト数とする。

警備従事日 5 日間 5 ポスト

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

警備従事日 11 日間 11 ポスト

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

警備従事日 0 日間 0 ポスト

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

警備従事日 0 日間 0 ポスト

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

警備従事日 0 日間 0 ポスト

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

警備従事日 5 日間 5 ポスト

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

警備実施 年間 21 日 21 ポスト

令和8年度 舟渡池公園ほか警備ほか業務(その2)

別添2

特記仕様書2

(夜間巡回警備カレンダー)※日付の下の数値はポスト数とする。

警備従事日

8 日間

16 ポスト

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

警備従事日

15 日間

30 ポスト

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

警備従事日

12 日間

24 ポスト

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

警備従事日

16 日間

32 ポスト

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

警備従事日

14 日間

28 ポスト

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

警備従事日

13 日間

26 ポスト

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

警備実施

年間

78 日

156

ポスト

令和8年度 舟渡池公園ほか警備ほか業務(その2)

別添3

特記仕様書2 (夜間常駐警備カレンダー)※日付の下の数字はポスト数とする。

警備従事日 (i)3日間 (ii)2日間

警備従事日 (i)5日間 (ii)6日間

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

警備従事日 (i)4日間 (ii)4日間

警備従事日 (i)8日間 (ii)4日間

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

警備従事日 (i)4日間 (ii)6日間

警備従事日 (i)5日間 (ii)4日間

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

警備実施 年間 55 日 110 ポスト

i PM20:00～AM3:00(うちAM0:00～AM0:45間は休憩)

登美丘北公園・土塔町公園 年間29日 58ポスト

ii PM20:00～AM0:00

登美丘北公園 年間26日 52ポスト